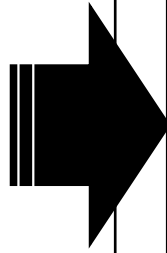


令和3年6月1日から

風水害のときに開設する指定避難所を 22 か所から 7 か所に変更します

【変更前】

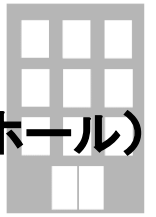
- ①玉川公民館
- ②都幾川公民館
- ③体育センター(せせらぎホール)
- ④玉川小学校
- ⑤玉川中学校
- ⑥都幾川中学校
- ⑦明覚小学校
- ⑧文化センター(アスピアたまがわ)
- ⑨生き生き活動センター
- ⑩玉川保育園
- ⑪一ト市コミュニティセンター
- ⑫仲井分館
- ⑬春日集落センター
- ⑭勤労福祉センター
- ⑮ふれあいセンター田黒
- ⑯日影分館
- ⑰番匠文化センター
- ⑱田中集会所
- ⑲桃木中央会館
- ⑳柵平文化センター
- ㉑関堀集落センター
- ㉒保健センター



【変更後】

- ①玉川公民館
- ②都幾川公民館
- ③体育センター(せせらぎホール)
- ④玉川小学校
- ⑤玉川中学校
- ⑥都幾川中学校
- ⑦明覚小学校

○自主防災組織が地元の集会所(指定避難所)を開設することは可能です



「なぜ変更するの？」

- ・令和元年台風第19号での避難者(758人)のほとんどが公民館と体育館に避難しました
- ・公民館と体育館では配置した職員の数が少なく避難者への対応が不十分でした

「避難できる場所が減ってしまうけど大丈夫？」

- ・体育館、公民館に3密対策備品を新たに備えました
- ・指定避難所で対応する職員を増員します

避難行動を事前に決めておきましょう

「在宅避難」

山間部やがけの近くでない場合は、自宅での避難を考えましょう

日頃から必要な食品、飲料水等を買そろえておきましょう

4月9日に新しいハザードマップを配布しました。自宅付近の危険場所を確認しましょう



「親戚・知人宅へ避難」

安全な場所に住む親戚・知人宅へ事前に依頼しておきましょう



「指定避難所へ避難」

持ち出し品を準備しておきましょう

避難経路や避難のタイミングを事前に確認しましょう

- 食料
- 飲み物
- 薬
- マスク
- 懐中電灯
- 消毒液
- 体温計
- モバイルバッテリー